

急いで！

不燃化特区の事業期間は

**令和7年度末  
(2026年3月)  
まで！**

大谷ロー一丁目周辺地区

**不燃化特区**

瓦  
版

発行：板橋区 まちづくり推進室  
まちづくり調整課  
調整・不燃化まちづくり係

令和7年2月

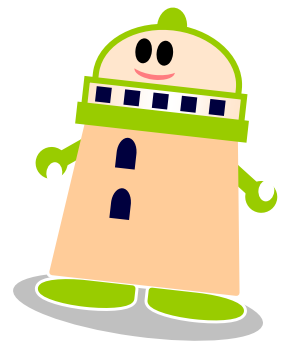
**第39号**

大谷ロー一丁目周辺地区での不燃化特区事業は、令和7年度末（2026年3月）までです。残すは、あと1年！ご検討中の方はお急ぎください。

建替え助成の対象は、

木造や防火造（モルタル塗等）からの  
建替えです。

建替えだけでなく、建物の除却のみも  
対象となります。



建替え後は、

一定期間「固定資産税」や「都市計画税」を  
免除、減免する制度もあります。

建替え等をご検討中の方、ぜひこの機会に  
不燃化特区事業をご活用ください。

## 不燃化特区 建替え助成要件

対象となるのは、以下の①～③を全て満たす建築物です。

- ①：主要構造部が木造
- ②：耐火建築物等、準耐火建築物等（簡易耐火建築物を含む）以外
- ③：耐用年限の2/3を経過したもの（木造の耐用年数：22年）

## 除却費

最大  
**150万円**  
まで助成

昭和56年6月1日  
(新耐震基準)以降の建物は、  
最大100万円まで

## 設計費

最大  
**100万円**  
まで助成

床面積等に応じて、  
助成額を算出

## 建設工事費

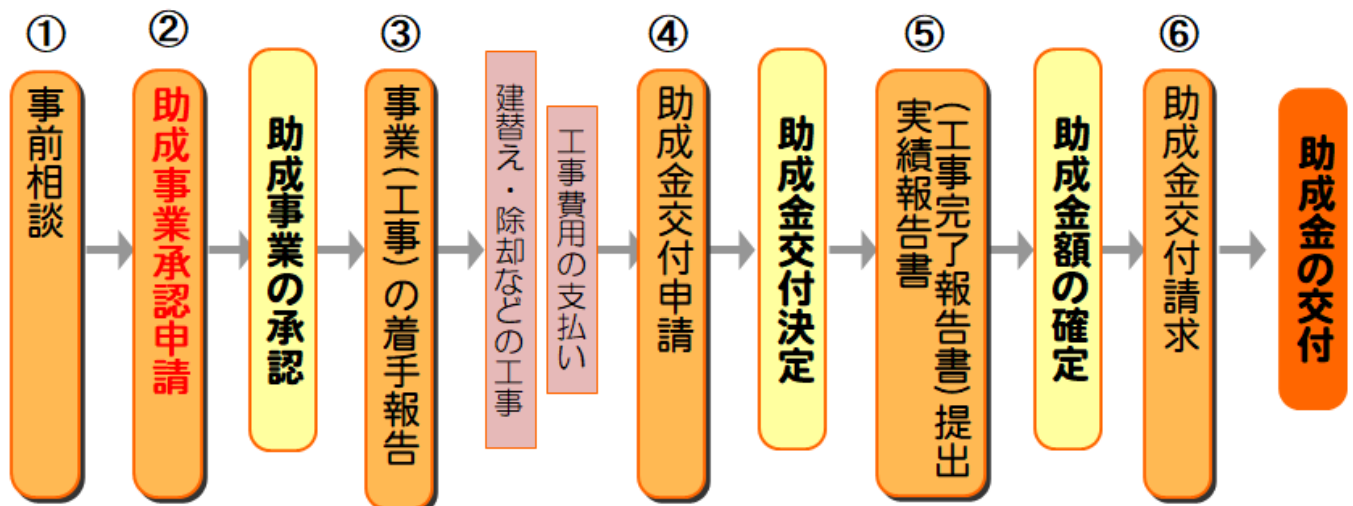
**床面積の合計と  
耐火構造**に応じて

(例) 床面積が126㎡の  
3階建て準耐火建築物を  
建てる場合  
⇒助成額159万6千円

管理柵の設置費用 最大 **25万円** まで助成

助成事業により建物を除却後、すぐに建築せず、更地として  
適正に管理するための柵を設置する場合

## 手続きの流れ



**助成事業承認申請は、工事着手前に行う必要**があります。

※助成事業承認申請の時期や区の予算の状況により、  
助成ができない場合があります。

まずは、事前にご相談ください。

### 【お問い合わせ先】

板橋区 まちづくり推進室 まちづくり調整課 調整・不燃化まちづくり係  
住 所：〒173-8501 東京都 板橋区 板橋二丁目6番1号  
電 話：03-3579-2572 F A X：03-3579-5437  
E-mail:m-fmachi@city.itabashi.tokyo.jp